

免許番号 共第58号  
 漁場の位置 姫路市飾磨区妻鹿地先  
 漁場の区域 次の点のうちイ、ウ、エ、カ、キ、ク及びイを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

A 姫路市飾磨区中島字大森新田南東端の護岸上に設置した標識（北緯34度46.63分、東経134度40.46分）

ア Aから173度35分1,800メートルの点  
 （北緯34度45.67分、東経134度40.60分）

イ アから83度35分10メートルの点  
 （北緯34度45.67分、東経134度40.60分）

ウ イから128度35分690メートルの点  
 （北緯34度45.43分、東経134度40.96分）

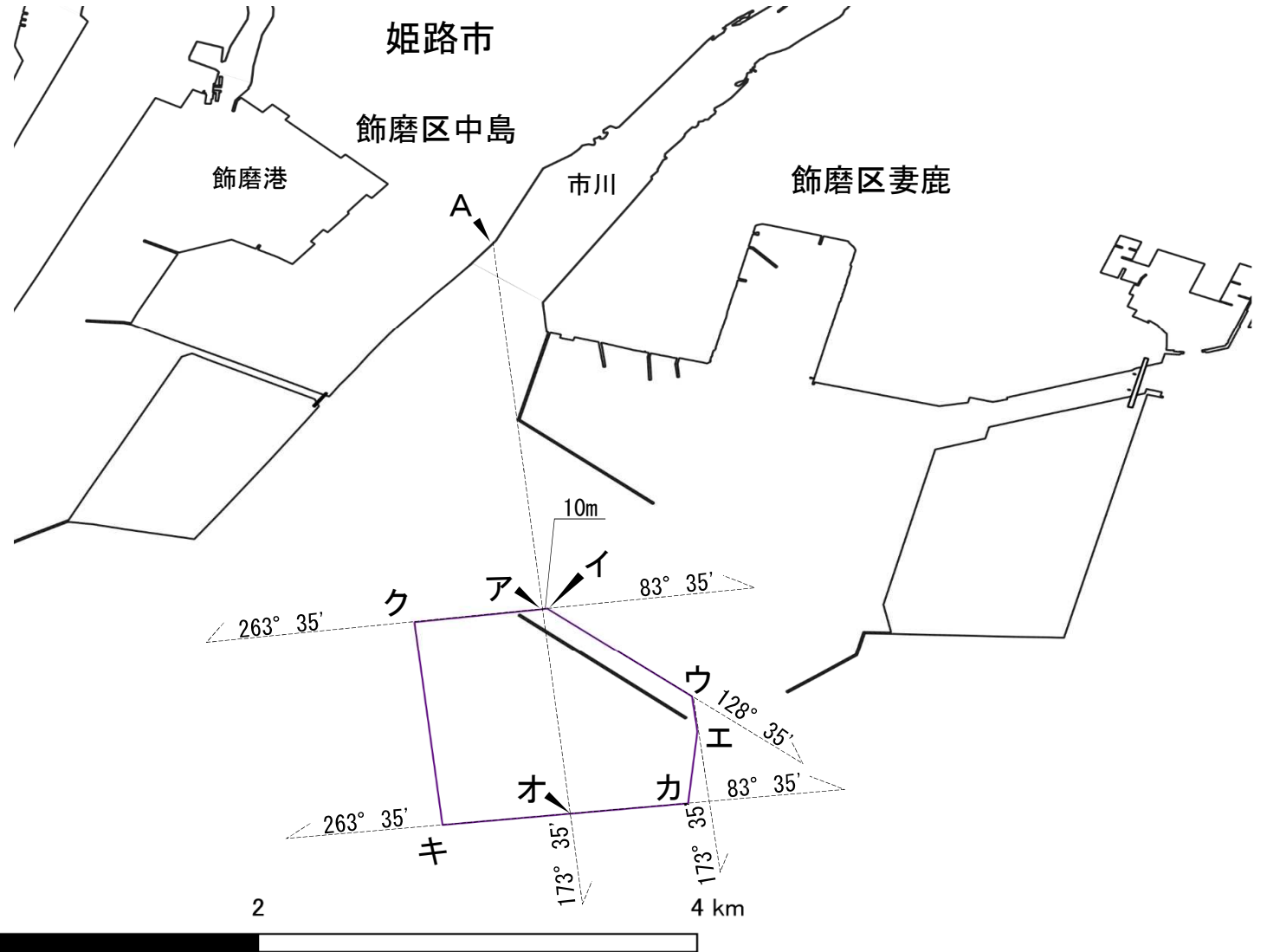
エ ウから173度35分165メートルの点  
 （北緯34度45.35分、東経134度40.97分）

オ Aから173度35分2,800メートルの点  
 （北緯34度45.13分、東経134度40.67分）

カ オから83度35分425メートルの点  
 （北緯34度45.16分、東経134度40.95分）

キ オから263度35分500メートルの点  
 （北緯34度45.10分、東経134度40.34分）

ク アから263度35分500メートルの点  
 （北緯34度45.64分、東経134度40.27分）



令和5年9月1日 免許  
 共第58号

表示番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とりがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで							
	2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日まで							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第58号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		